

公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書

事年	業度	・	・	法人名
----	----	---	---	-----

みなし寄附金額		1	円	公益法人特別限度額		3	円
公益目的事業実施必要額 (10)-(17)		2		(1)と(2)のうち少ない金額)			
公益目的事業実施必要額の計算							
当期の公益目的事業に係る費用の額	公益目的事業に係る経常費用の額	4	円	当期の公益目的事業に係る収入の額	公益目的事業に係る経常収益の額	11	円
	同上のうち公益目的保有財産の償却費の額	5			公益目的事業に係る特定費用準備資金減少額 (22の計)	12	
	公益目的事業に係る特定費用準備資金増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (30の計)	6			公益資産取得資金減少額 (35の計)	13	
	公益資産取得資金増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (42の計)	7			公益目的保有財産処分収入額	14	
	公益目的保有財産取得支出額	8			公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額	15	
	公益目的保有財産とした公益目的保有財産以外の財産の額	9			公益目的事業以外の事業(収益事業を除く。)から公益目的事業へ繰り入れた金額	16	
	差引計 (4)-(5)+(6)+(7)+(8)+(9)	10			計 (11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)	17	
公益目的事業に係る特定費用準備資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算							
特定費用準備資金の目的である活動の内容		18					計
特定費用準備資金の積立期間の末日		19	・	・	・	・	
当期積立額		20	円	円	円		
当期取崩額		21					
当期減少額 (21)-(20) (マイナスの場合は0)		22	①	②	③		①+②+③ 円
当期増加額 (20)-(21) (マイナスの場合は0)		23					
当期積立基準額の計算	当期末における積立限度額	24					
	前期までに積み立てた金額	25					
	前期までに取り崩した金額	26					
	前期末積立累計額控除後の積立限度額 (24)-(25)-(26) (マイナスの場合は0)	27					
	当該事業年度の月数	28	—	—	—		
	当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数	29	円	円	円		
当期積立基準額 (27)×(28)		29	円	円	円		
当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (23)と(29)のうち少ない金額)		30	④	⑤	⑥		④+⑤+⑥
公益資産取得資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算							
資産取得資金の対象となる資産の名称及び資産取得資金の目的		31					計
資産取得資金の積立期間の末日		32	・	・	・	・	
当期末公益資産取得資金額		33	円	円	円		
前期末公益資産取得資金額		34					
当期減少額 (34)-(33) (マイナスの場合は0)		35	⑦	⑧	⑨		⑦+⑧+⑨ 円
当期増加額 (33)-(34) (マイナスの場合は0)		36					
当期積立基準額の計算	当期末における対象資産の取得に要する支出の額の最低額(公益目的保有財産に係る部分の額に限る。)	37					
	前期末公益資産取得資金額 (34)	38					
	前期末公益資産取得資金額控除後の最低額 (37)-(38) (マイナスの場合は0)	39					
	当該事業年度の月数	40	—	—	—		
	当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数	41	円	円	円		
	当期積立基準額 (39)×(40)	41	円	円	円		
当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (36)と(41)のうち少ない金額)		42	⑩	⑪	⑫		⑩+⑪+⑫

別表十四(二)付表 平二十一・四・一以後終了事業年度分

別表十四（二）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、公益社団法人又は公益財団法人が令第73条の2第1項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「公益目的事業実施必要額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「公益目的事業に係る経常費用の額4」は、法人のその事業年度における公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第2条第4号（定義）に規定する公益目的事業をいいます。以下同じ。）に係る経常費用の額を記載します。
 - (2) 「同上のうち公益目的保有財産の償却費の額5」は、「公益目的事業に係る経常費用の額4」に含まれる公益目的保有財産（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「公益認定法規則」といいます。）第26条第3号（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）に規定する公益目的保有財産をいいます。以下同じ。）の償却費の額を記載します。
 - (3) 「公益目的保有財産取得支出額8」は、法人がその事業年度において取得した公益認定法第18条第5号及び第6号（公益目的事業財産）に掲げる財産並びに公益認定法規則第26条第6号に掲げる財産の取得価額を記載します。
 - (4) 「公益目的保有財産とした公益目的保有財産以外の財産の額9」は、法人がその事業年度に公益認定法第18条第7号に規定する方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した同号及び公益認定法規則第26条第7号に掲げる財産のその表示した額を記載します。
 - (5) 「公益目的事業に係る経常収益の額11」は、法人のその事業年度における公益目的事業に係る経常収益の額を記載します。
 - (6) 「公益目的保有財産処分収入額14」は、法人がその事業年度において公益目的保有財産を処分した場合におけるその処分に係る公益認定法規則第26条第4号の額を記載します。
 - (7) 「公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額15」は、法人がその事業年度において公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合におけるその財産に係る公益認定法規則第26条第5号の額を記載します。
- 3 「公益目的事業に係る特定費用準備資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算」の各欄は、法人が公益認定法規則第18条第1項又は第2項（特定費用準備資金）の規定によりその事業年度の公益目的事業比率（公益認定法第15条（公益目的事業比率）に規定する公益目的事業比率をいいます。）の計算上、公益目的事業に係る費用額（公益認定法規則第13条第2項（費用額の算定）に規定する費用額をいいます。）

に算入される金額が当期積立基準額を超えるかどうかを計算する場合又は公益目的事業に係る費用額から控除される金額がある場合に次により記載します。

なお、法人が公益目的事業に係る特定費用準備資金（公益認定法規則第18条第1項に規定する資金をいいます。）を2以上有する場合には、特定費用準備資金ごとにそれぞれ記載します。

- (1) その事業年度が公益認定法規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金を積み立てることとされた期間（以下「特定費用準備資金積立期間」といいます。）の末日を含む事業年度である場合にあっては、

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 28」は、

「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 28」

として記載します。

- (2) その事業年度が特定費用準備資金積立期間の末日を含む事業年度後の事業年度である場合にあっては、「当期積立基準額の計算」の各欄及び

「当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 30
(28)と(29)のうち少ない金額」

は、記載を要しません。

- 4 「公益資産取得資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算」の各欄は、法人がその事業年度終了の時における資産取得資金（公益認定法規則第22条第3項第3号（遊休財産額）に掲げる資金をいいます。）の額（同条第3項第1号に掲げる公益目的保有財産に係る部分に限ります。以下「公益資産取得資金の額」といいます。）がその事業年度の前事業年度終了の時におけるその公益資産取得資金の額を超える場合のその超える金額が当期積立基準額を超えるかどうかを計算する場合又はその事業年度において公益資産取得資金の減少額がある場合に次により記載します。

なお、法人が資産取得資金を2以上有する場合には、資産取得資金ごとにそれぞれ記載します。

- (1) その事業年度が公益認定法規則第22条第3項第3号に掲げる資金を積み立てることとされた期間（以下「資産取得資金積立期間」といいます。）の末日を含む事業年度である場合にあっては、

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 40」は、

「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 40」

として記載します。

- (2) その事業年度が資産取得資金積立期間の末日を含む事業年度後の事業年度である場合にあっては、「当期積立基準額の計算」の各欄及び

「当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 42
(38)と(41)のうち少ない金額」

は、記載を要しません。